
目安箱への投稿

■日付： 2020/03/23

■件名：工事関係書類等の作成について

■ご意見・お問い合わせ

発注者側における作成責任の認識不足や体制が確保されていない出先機関もあるようです。

作成責任の認識はあるが、発注者側（支援業務含む）に必要なスキルが備わっていない場合（CADによる計画図や変更図作成ができない等）があり、受注者側に依頼している事も多いのではないかと感じます。

でも、その担当者がCAD等を使えるように、マニュアルを見ながらひとつでも自分で作成しようと努力する素振りさえ見えない場合もあります。

これまでは、費用を計上してもらっていませんが、受注者側が発注者側で作成してほしいと主張すると「費用を計上するから」といって受注者に押し付ける風潮もあります。

「働き方改革」の一層強化が大事であれば、費用計上されても受注者側の技術者の負担軽減や労働時間は改善されません。

工事の態様にもよりますが、配置技術者の総労働時間の50%程度が指示書資料や変更図面や数量計算の作成に要している工事もあります。

まずは、発注者側で作成できる環境を整備されてはいかがでしょうか？

もしくは、発注者側（支援業務含む）から指示図面や数量計算作成を外部に業務委託する等はできないのでしょうか？

また、現場技術員が施工プロセスチェックをする場合もあり、成績評定への影響を恐れて受注者側が現場技術員等からの依頼を断りにくい雰囲気がありますので、逆に受注者が現場技術員等を評価（書類作成や監督支援等に関して簡単に負担が少ないチェックリスト）することができ、受注者が評価したものが現場技術員の決裁を介さずに支援業務の評価や精算に直結できる構造を作らないと平等や対等とは言えないのではないかと？

また、「提案」という言葉を巧みに利用する場合も見受けられます。

しかし、デザインビルド方式でもない工事で受注者の自らの意思による「提案」で指示書資料の90%以上を受注者が作成するのはあり得ないと思います。

この場合、現場技術員は指示書用資料のオリジナルデータ（CAD、エクセル）をほとんど持っていないはずで、持っていたとしても受注者側が提供しているはずで、

また、発注者側で指示書資料を作成できていれば変更図面も発注者側で作成できるはずで、

今後は、技術者の負担軽減の観点から、作成責任の無い事は断るようになりますつもりですが、発注者側で作成した場合に「なかなか指示書が発行されずに工事が進まない」「発注者側で作成した指示書資料の作成レベルが概略すぎて使えない」「紙媒体やPDFばかりで作成されて、データの転用性が低い」「CADがエラーだらけで修正が多い」等の諸問題が有るのではないかと懸念しています。

現場技術員等の能力向上も課題ではないかと思えます。

■回答

発注者指示の資料は発注者で作成することを職員に徹底します。

なお、土木工事共通仕様書1-1-1-3 2. 設計図書の照査に記載されているとおり、事実が確認できる資料が提出されていることが前提となります。その資料には、「現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明または資料の追加の要求があった場合は従わなければならない」とされていますが、過度な要求をするものではないことも合わせて徹底します。

数量計算書についても、土木工事共通仕様書3-1-1-7により、「受注者は、出来形測量の結果を基に、土木工事数量算出要領（案）及び設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督職員からの請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時までに監督職員に提出しなければならない。」と記載しており、出来高数量としては、引き続き作成をお願いします。

なお、出来高ではない変更契約するための変更数量については事前に作成をお願いすることがあります。

いずれにしましても、受注者が依頼を断りにくい環境とならないよう、現場技術員を含めた発注者側に「工事関係書類等の適正化指針」の周知徹底を図ってまいります。